諮問庁:国立大学法人熊本大学

諮問日:平成30年9月12日(平成30年(独情)諮問第52号)

答申日:平成31年3月29日(平成30年度(独情)答申第71号)

事件名:熊本大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書

等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「熊本大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書・指導票,及びそれらに対して同院が同署へ提出した報告書とその添付資料(時期を問わず全て)」(以下「本件対象文書」という。)につき,その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は,取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する 法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成3 0年7月26日付け熊大総務第68号により国立大学法人熊本大学(以下 「熊本大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定 (以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというもので ある。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

ア 熊本大学は、平成30年7月26日付けで不開示とする決定を行った。

- イ 以下のことから、原処分は妥当でない。
- (ア)熊本大学は法5条4号トに該当するとしているが、一般的に労働 基準監督署からの是正指導に係る情報が公になることによって、経 営上の正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。正当な利益 とは、法律というルールを守った上で得た利益が大前提である。
- (イ)独立行政法人通則法の3条2項において、「独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。」とある。

- (ウ)約2年前、審査請求人は熊本大学に対して熊本大学医学部附属病院へ交付された是正勧告書等の開示請求を行い、それらは開示された(資料1(略))。したがって、熊本大学の今回の不開示の処分は、以前行った開示決定と矛盾する。
- (エ)審査請求人が他の国立大学に対して行った開示請求により開示された是正勧告書等を一部紹介する(資料2(略))。このように、 近年の文書であっても開示されている。
- (オ) 是正勧告書等の内容が公になっているか否かを問わず、熊本大学のように不開示決定を行った例は極めて少ない。一旦不開示決定を行った国立大学であっても、審査請求を受けた後、原処分を取り消し、改めて開示決定を行っている(資料3(略))。
- ウ 以上の通り、原処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よって、 その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

(2) 意見書

ア 熊本大学による不開示決定(存否応答拒否)は、次の理由から意味がない。

(略)

熊本大学は理由説明書(下記第3)のなかで、「(前略)その存否情報が公にされた場合には、病院に対する社会的な信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条4号トに該当する(後略)」と述べている。しかしながら、それが存在すること及びその内容の一部は上記の通り既に公になっているため、この理由説明は成り立たない。

イ 審査請求人の開示請求文書は熊本大学による法(原文ママ)違反に 関するものであり、この場合は法5条4号トを理由とした不開示は できないものと解される。

まず、法 5 条 4 号トでいう正当な利益とは、法律というルールを守った上で得た利益が大前提である。次に、「おそれ」の有無の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が客観的に認められることが必要である。「おそれ」を拡大解釈すると不開示対象が無限に拡大するため、「国民主権」「国民に説明する責務を全うする」という法の目的と矛盾し、情報公開制度の存在意義を大きく損なう。ちなみに、公になっている今現在、具体的にどのような正当な利益が害されたのであろうか。

ウ 前述の通り、審査請求人の開示請求文書には長時間労働に関するものが含まれる。長時間労働は脳出血や心筋梗塞等のリスクとなることが、厚生労働省の資料で説明されている(資料2(略))。実際に、我が国ではこれまで少なくとも22名の医師が過労死認定され

ている(資料3(略))。このように、長時間労働は人の生命や健康に重大な影響を与える。

違法な長時間労働に関する労働基準監督署による是正勧告書等が公表されることは、そのような事業場に対して国民、とりわけ求職者とその家族の注意を促し、過労から労働者の生命や健康を保護することにつながる。また、社会全体で長時間労働を抑制する流れを加速させる。これは我が国で進められている働き方改革の方向性と合致する。すなわち、本件は法5条1号口に該当する。それと同条4号トの「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を比較検討した場合、人の生命や健康の保護を規定する同条1号口が優先されることは当然である。

- エ 国立大学法人法35条では「独立行政法人通則法第3条, (中略) の規定は, 国立大学法人等について準用する。」とあり, 同通則法3条の2では「独立行政法人は, この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて, その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。」とある。
- オ 結論として、熊本大学の不開示決定(存否応答拒否)及び理由説明 は妥当ではなく、原処分を取り消し、請求文書は開示されるべきで ある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分の概要

審査請求人は、平成30年6月26日付けで熊本大学に対し、6件の法人文書を対象とした開示請求を行った。熊本大学は、当該法人文書の管理の方法等に基づき、これを9件として受け付けた。このうちの1件が「熊本大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書・指導票、及びそれらに対して同院が同署へ提出した報告書とその添付資料。時期を問わず全て。」(本件対象文書)である。

本件対象文書は、その存否を明らかにすると、熊本大学医学部附属病院が労働基準監督署から是正勧告等を受けたという事実の有無を明らかにすることになり、その存否情報が公にされた場合には、病院に対する社会的な信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条4号トに該当することから、処分庁は平成30年7月26日付けで、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するという原処分を行った(本件対象文書を除く8件の法人文書については、同日付で別途開示決定(一部開示)を行った。)。

なお、審査請求人は、平成28年7月18日付けで熊本大学に対し、 「熊本大学医学部附属病院が熊本労働基準監督署から交付された是正勧告 書、指導票及び、同病院が同署へ提出した是正報告書の全て。少なくとも、 2008年,2010年に是正勧告を受けている。」を対象とした法人文書の開示請求を行っている(開示請求書には、同院が2008年及び2010年に是正勧告等を受けたことについての報道記事が添付されていた。)。これに対して、本学は2008年及び2010年に交付を受けた是正勧告書及び指導票並びにそれを受けて労働基準監督署に提出した是正完了報告書をそれぞれ特定し、開示決定(一部開示)を行った。このため、本件対象文書に係る開示請求書の受け付けにあたり、本件対象文書の中に審査請求人が平成28年に開示決定を受けた分が含まれるのかという点について審査請求人に確認したところ、開示請求を受けた分は含まない旨の回答を得たので、処分庁はそれを前提として上記の原処分を行った。

2 原処分を維持する理由

是正勧告書は、労働基準監督署の調査の結果、法令違反があった場合に 交付されるもので、指導票は、労働基準監督署の調査の結果、法令違反で はないが改善の必要があると判断された場合等に交付されるものである。 その内容については、事業場名等と合わせて公表される場合もあるが、一 般にそのような公表まで至らなかった事案においては、労働基準監督署と の信頼関係に基づき、事業場名とともに指摘事項・措置内容を公にしない ことを前提として、誠実に労働基準監督署に対して実態を明らかにした上 で、是正・改善結果を労働基準監督署に報告することとされている。

本件対象文書の存否を明らかにすることは、熊本大学医学部附属病院が 労働基準監督署から是正勧告等を受けたという事実の有無を明らかにする ことになり、その存否情報が公にされた場合には、病院に対する社会的な 信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上の正当な利益を害する おそれがあると認められ、法 5 条 4 号トに該当することから、本件対象文 書の存否を答えることは、同号トに規定する不開示情報を開示することと なるため、法 8 条の規定に基づき、原処分を維持することが適当と判断し た。

なお、本件対象文書に類似する文書に係る存否を答えることで開示する こととなる情報が法5条4号トに該当するとする答申例が存在する(情報 公開・個人情報保護審査会答申(平成29年度(独情)答申第34号))。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年9月12日 認

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月3日

審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 平成31年3月5日

審議

⑤ 同月27日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「熊本大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書・指導票、及びそれらに対して同院が同署へ提出した報告書とその添付資料(時期を問わず全て)」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条4号トにより不開示とすべき情報を開示することになるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明しているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について
- (1)本件対象文書は、上記1のとおりであるところ、その存否を明らかにすると、熊本大学医学部附属病院が労働基準監督署から是正勧告書又は指導票の交付を受け、同病院がこれらに対して何らかの報告書を提出したという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)が明らかになると認められる。

なお、この是正勧告書とは、労働基準関係法令違反が認められた場合 に交付されるものであり、指導票とは、そのような法令違反が認められ ない場合にされる改善指導の際に交付されるものである。

したがって、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものとは認められず、熊本大学医学部附属病院が労働基準監督署から何らかの 行政指導を受け、同病院がこれに対して何らかの対応をとったという事 実の有無が明らかになるにとどまるものと認められる。

(2)諮問庁は、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、熊本大学医学 部附属病院が労働基準監督署から是正勧告等を受けたという事実の有無 を明らかにすることになり、その存否情報が公にされた場合には、同病 院に対する社会的な信用を低下させ、人材確保の面において企業経営上 の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条4号トの不開示情報に 該当することから、法8条の規定により、存否応答拒否による不開示と したと説明する。

しかしながら、労働基準監督署は、労働基準関係法令の適正な運営及びその確保の観点から、幅広く臨検監督等を行っており、およそ事業者として事業活動を行い労働者を使用していれば、当該監督を受ける頻度に差はあるものの、当該監督の結果何らかの指摘を受け、あるいは、当該指摘に基づき報告を行うことは、必ずしもまれなものではない。このような状況を踏まえれば、労働基準監督署から、違法であるとの指摘か否かを問わず、およそ何らかの行政指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに、当該病院に対する

信用の低下を招き、人材の確保が困難になるなど、経営上の正当な利益 を害するおそれがあるものとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、法 5 条 4 号トに該当するとは認められず、法 8 条の規定により存否応答拒否すべきであったとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 4 号トに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号トに該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司